

第4回 上福岡市・大井町法定合併協議会

平成17年1月12日（水曜日）

午後2時00分開会

上福岡市フクトピア 2階 多目的ホール

事務局

それでは、皆様、大変お待たせいたしました。本日はお忙しい中をお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

定刻となりましたので、ただいまから上福岡市・大井町法定合併協議会の第4回会議を開催いたします。

なお、本日も既に一般の傍聴の方、報道関係者、そして行政関係者が入場しておりますので、委員の皆様におかれましてはご承知いただきたいと思います。

それでは、開会に当たりまして、本合併協議会の会長であります武藤上福岡市長の方からごあいさつをお願い申し上げます。

会長

それでは、皆さん、明けましておめでとうございます。皆様には、新年早々、何かとお忙しい中お集まりをいただきまして、大変ありがとうございます。

さて、おかげさまで、本協議会で予定しておりました協議事項も今回の内容をもって大方調いまして、県との本協議に入る段階となりました。この合併協議は、両市町の住民はもちろんのこと、国、県を初め多くの機関や団体の期待を背負った会議でありますので、改めてその役割の重さを感じているところでございます。実り多い年と言われておりますこのとり年に、これまでの協議の成果が大きく実りますことをご期待申し上げますとともに、皆様のご健勝とご多幸をお祈り申し上げまして、簡単ではございますが、ごあいさつにかえさせていただきます。本日は大変ご苦労さまでございます。

事務局

ありがとうございました。

ここで、議事に入ります前に、まず資料の方の確認をさせていただきます。本日の資料につきましては二つほどございまして、一つは第4回の会議資料と記しております資料でございます。もう一つは、本日配付になりましたが、平成17年1月7日付の富士見市長浦野清様から本合併協議会の会長あてにまいりました申し入れの文書でございます。こちらの方が本日の資料となっております。よろしくお願

いたします。

それでは、ただいまから議事に入らせていただきますが、会議の議長につきましては、協議会の規約第10条第2項の規定に基づきまして、会長が当たることになっておりますので、よろしく願いいたします。

会長（議長） それでは、議事に入ります前に、会議の運営についてお願いがございます。

委員の皆様には大変お忙しい中をご出席をいただいておりますので、会議については建設的なご意見をいただきながら、効率的に進行していきたいと思っております。

また、これまでと同様、質問につきましては、お一人3回、そして一応予定といたしましては4時30分ぐらいまでの終了を予定しております。ぜひ皆様のご協力をお願い申し上げます。

それでは、早速会議を進めたいと思います。

まず、ただいまの出席委員は26名でございます。会議の定数に達しておりますので、規約第10条第1項の規定により本日の会議が成立しますことをご報告させていただきます。

それでは、本題に入りたいと思います。なお、本日の議事につきましては、あらかじめ配付しております第4回会議資料の会議次第に従いまして進めさせていただきます。

それでは、最初に、協議事項の1の財政計画の作成について協議します。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは、協議会資料の1ページをごらんください。協議事項の1番目、財政計画の作成となります。これは、新市建設計画の第6章ということになりますので、その内容に沿いまして作成させていただきます。

この1ページから、財政計画全体の前提条件、そして歳入、歳出各項目の積算に当たっての前提をお示ししてございます。これらの内容につきましては、前回第3回の協議会でご確認をいただいた内容を基本として作成してございます。この歳入、歳出ごとの前提条件をもとに財政計画を作成させていただきましたが、4ページ、5ページになりますが、4ページでは歳入を、5ページでは歳出をそれぞれの項目ごとにあらわしてございます。

第3回の合併協議会時にご確認をいただいた内容と今回

の内容では、若干変更点がございまして、これは埼玉県さんとの協議を進めてきた結果、また協定項目が調った結果ということでの変更ということになります。大きな考え方といたしましては、決算時の剰余金による繰入金。基金財源の積み立ての補充をしないという考え方に伴いまして、歳入、歳出とも、より現実的な値、つまり過去の決算時、決算数値に近づけたということでございます。これによります変更が生じてございます。

各項目の簡単な説明でございしますが、まず変わった点というところで、地方税、これでは決算時の剰余金を見込まない方針といたしましたために、平成15年度の決算額をベースとして積算をしております。

また、使用料・手数料、また財産収入も、現実の歳入額に近づけるために、平成13年度から15年度の決算額の平均としております。

続く、繰入金、こちらの通常分でございますが、平成16年度末の1市1町の基金積立残高、これを20億円と見込みまして、さらに各年度に1億円の積み立てを行い、運用する方針といたしまして、これにより毎年3億円の財政調整基金の繰入金を見込んでございます。そして、決算時、これの剰余金を見込まない、これの方針に伴いまして、繰越金は見込んでございません。

続きまして、歳出ですが、まず人件費ですけれども、先日の協定項目で、議会議員の取扱いの調整方針をまとめましたので、それによります削減額を見込むことといたしました。

続いて、物件費、こちらでは、より現実的な値に近づけるために、平成15年度の決算額をベースに5年間は同額といたしまして、以後5年間は合併効果による削減を5%見込んでございます。

また、維持補修費、補助金、繰出金についても、平成15年度の決算額をベースとしまして合併効果を見込むということとしております。

最後に、積立金につきましては、基金の原資とするため毎年1億円を見込んでございます。

以上の内容で、若干修正を加えておりますが、全体の平成17年度から平成26年度までの歳入、歳出の財政計画ということでお示ししてございます。

これで、協議事項の1、財政計画の作成についての説明を終了いたします。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

会長（議長） ただいま協議事項の1の財政計画について事務局から説明がありました。資料は1ページから5ページまでです。

この内容について、ご質問、ご意見等がありましたら、発言をお願いいたします。

鈴木委員。

鈴木委員 歳出の人件費の項目の中に、今回は議会議員、特別職の削減を見込んでいますというふうに書かれています。これは新しく加わった項目です。具体的にどのような削減を見込んでいらっしゃるのか、数値的にどういうふうに見込まれたのか、その点について明らかにしていただきたいと思います。

会長（議長） 事務局、どうぞ。

事務局 合併協定項目では、議会議員さんの取扱いにつきましては在任特例ということで確認をさせていただいております。ただし、定数等につきましては合併時まで確認をいただくということになっておるところでございますが、ここにおいては、ある程度シミュレーションをして数字を出す必要がございますので、今回につきましては富士見市さん程度の報酬ということで見込ませていただいております。それと、合併後3年目以降ですか、19年度以降につきましては、年間4,500万円程度の額の削減額ということで見込ませていただいております。

以上です。

会長（議長） 鈴木委員。

鈴木委員 削減を見込んでいるというふうなことなのですが、その削減のシミュレーションした際の議員数は何人というふうにシミュレーションされているのでしょうか。

会長（議長） 事務局、どうぞ。

事務局 とりあえず合併した場合は34人が上限数となっておりますが、当面は30人で計算をさせていただいております。以上です。

会長（議長） ほかにありますか。

塚越委員。

塚越委員

二つほどありますが、1点は前回も申し上げたのですが、計画策定の前提条件として、現在進んでいる三位一体の改革との関係で、その条件設定をどうだということですが、大変これは不確定的要素が大きいわけですね。基本的な条件が大きく動くときは、それがどう動いたときにはどうだということで、前提条件のところに、これは4行ほどでさらりと書いてありますが、いわゆるこの三位一体の改革等の文言も全く出てこないということなので、これですと財政計画そのものが今進められている情勢との関係で、どういうシフトでつくったのかが明確になっていないわけですね。ですから、計画というのは、前提条件、大変大事でございまして、そこをどう考えたらいいいのか、そこをひとつお答えいただきたいと思えます。

2点目は、合併特例債対象の事業分として、歳出のところでは総額259億9,400万円、合併特例債の対象事業分として計上されておりまして、その他の事業は99億3,200万円ということで、普通建設事業費359億円のうち、ほとんどが合併特例債事業分にカウントされているということになるのです。それで、歳入の方では、通常での地方債が198億円で、これは建設だけではありませんので、そうだと思うのですが、それから合併特例債分が210億円というふうになっています。この合併の動機として、上福岡市、大井町の両首長の言い方は微妙に違うのですが、合併特例債が大きな比重を占めることは、その動機の一つとしては否定できない事実だと思うのです。この表を見る限りにおいて、ほかの数字は同じ数字が10年間ずっと同じようにのっかっていたりするものが多いようです。しかし、この合併特例債については、例えば平成17年度が14億5,300万円、平成18年度が30億2,100万円、平成19年度が46億7,300万円、20年度が26億円というふうに、年度ごとにこれは対象事業を選定した結果の数字として極めてリアルに書かれているわけがあります。やはりこの合併の財政計画そのものがどうだということを経験者が考えるときに、では住民にとってどういう事業とどういう事業が合併特例債によって具体的に実現できるのか。つまり合併したときには特例債が使えるからこの事業ができるのだ、しないときにはできないのだということがはっきりわかる必要があるのではないかなというふうに思えます。

したがって、新市建設計画の中で、いわゆる重点事業とした事業の中で、ではこの合併特例債事業分としてここに具体的にあらわれている数字の中でどういう割り振りがなされていくのか、大変住民にとっては重要なことだし、知る権利があると思います。きのうの大井町の臨時議会でも島田町長は、特例債については、上福岡市、大井町が五分五分だというような答弁をしておりましたが、そういうこと含めまして、よりわかりやすいようにお答えいただきたいと思います。

会長（議長） 事務局、どうぞ。

事務局

1点目の三位一体改革の影響云々という部分がどのような前提条件でというお話でございましたが、これは第3回会議にもお話しさせていただきましたが、必要であれば、注記ということで、埼玉県さんとも協議の上で、現行、今の制度が存続するということを明記させていただくということをまず1点。ただ、この全体につきましては、現行制度を基本として、地方税のところでも書かせていただいておりますが、あくまでも現行制度を基本として、先の不透明な部分というのは見込めないというのもございますので、現行制度を基本としているということでございます。

2点目でございますが、特例債事業ということですが、これも第3回会議には新市建設計画の第4章ですか、これとあわせてご提案させていただいた折に、新市建設計画事業の各第1から第5までの柱の中で、施策項目、また主要事業ということであわせていただいております。これらを主にカウントさせていただいて、この積み上げを行わせていただいているということでございます。ただ、合併特例債については地方債の一つでございますので、あくまでも合併してからの、合併した後の地方債計画にのっとった申請行為を行いまして、許可を得て起債をいただくということになりますので、今の段階でどれが事業が明確になるというのは非常に難しいということは、前回も申し上げたとおりでございます。以上です。

会長（議長） 塚越委員。

塚越委員

我々は今、この財政計画を審議しているわけです。ですから、その審議するベースとして、新市建設計画における主要

事業を主に積算したというけれども、その積算根拠というのをやはり示していただいて、その妥当性を我々が審議するという責任があるのではないかなというふうに私は考えます。だから、ぜひ、平成19年度が59億2,000円で、平成18年度が37億9,400万円とか、こう積算されているのであれば、これはどういう事業を組んだらこうなるのか、どういう事業が組めないのか。また、二つの自治体が合併するという前提での計画ですから、それぞれの自治体にとって、ではその事業はどういうふうにバランスがとれるのか。最低限その辺は示されないと、きのうの議会で島田町長が五分五分だという答弁をしておりますけれども、なぜ五分五分かということもよくわかりませんし、責任を持った審議にならないのではないかなというふうに思いますので、いかがでしょうか。

それから、今、前提条件については注記をするという事務局の答弁ですね。注記というのはただし書きということですね。「チュウキ」というふうに申しあげましたね。中期計画の中期ではなくて、ただし書きの注記かな。ちょっとよく意味がとれませんでしたので。いずれにしても、この前提条件だと、注記がないと、三位一体改革という現実があるにもかかわらず、現状で書くのが当たり前といっても、やはりそれは余りにも大きな情勢の変化なわけです。それを無視した計画というのは、やっぱり計画としての実現性というか、現実性に薄いことになってしまうと思うので、全くそこに触れないものというのもおかしいものではないですか。どうでしょうか。

会長（議長） 事務局、どうぞ。

事務局 2点目からでございますが、先ほど注記と申しあげたのは、埼玉県さんとも今後正式協議を行う中で、この注記が必要ということであれば、この注記をやらさせていただきたい。ただ、現行制度というのは、地方税のところでも書かせていただいておりますが、基本としては現行制度を基本とさせていただいておりますということを申し上げさせていただきました。

また、新市建設計画。この財政計画は、財政計画だけが突出した計画ではなくて、あくまでも新市建設計画という計画の中の第6章でございます。1章、2章、3章、現況と課題等が来まして、第4章で新市の事業というものが組み合わされて、第5章で公共的な施設の適正配置というものが組み合

わさった中での財政計画ということでございますので、あくまでも前提は第4章にございます事業が前提となって組み立てをさせていただいているということになるかと思えます。この資料の中でのご確認ということで、よろしく願いいたします。

以上です。

会長（議長） 塚越委員。

塚越委員 ですから、その積み上げの中で、あの事業を全部積み上げたらこの数字になると、私到底考えられないのです。おさまるはずがないのです。だから、実際どういう積み上げをして検討したのかという、検討の経緯を資料として提示できないかということをお願いしているのです。

それから、上福岡市と大井町の合併ということで特例債ということが言われているわけだから、両方の自治体にとってバランスよく配分できるということが前提になっているかどうかという検証のしようがないので聞いているわけですので、それは可能ですか、どうですかということなのです。

会長（議長） 事務局、どうぞ。

事務局 あくまでも合併特例債、先ほど来申し上げておりますが、地方債というのは現在の段階で、この事業に幾ら使いますということによって事業を特定したり、あるいは金額を特定したりするというのは非常に難しいということで、あくまでもこちらの新市建設計画の事業の中で、合併特例債、あるいは地方債を使えるようなものについて当て込んだ場合に、仮の姿としてこういう数字をできるということで計画をつくらせていただいておりますので、これを一つの事業、この年度にこの事業が幾らという形での提供については難しい状態だと思えます。この資料の中での計画ということでよろしく願いいたします。

会長（議長） ほかにございますか。
山川委員。

山川委員 まず、1点伺います。

使用料、手数料が年間2,000万円ほどふえております、この前よりも。10年間でいきますと2億円ふえているわけで

す。この使用料、手数料は何を入れたのか。この増額については、使用料、手数料、どれを値上げしたりしているのか、伺います。

繰入金ですが、通常分として3億円ずつ財政調整基金の方から繰り入れるというようなことでございます。一体基金は幾らぐらいと想定しているのか。財政調整基金について、その他の基金についてお答え願いたいと思います。

それから、普通建設事業、歳出のところなのですが、前の計画とは違うようなのです。それで、実際に普通建設事業の全体も違っておりますので、この点について前とどういうふうに違うのか、ご説明をいただきたいと思います。

会長（議長） 事務局、どうぞ。

事務局 1点目、使用料、手数料ですが、先ほど若干の変更点がございませうという中でご説明させていただいた部分というのが、決算数値というのに近づけた、より現実の値に近づけたということございまして、使用料、手数料は、予算ではある程度低く抑えておるところなのですが、現実には過去3年間の、平成13年度、14年度、15年度の決算額の平均値ということでとらさせていただきます。

また、繰入金につきましては、一応財政調整基金のみの部分で通常の繰入金をカウントしているのですけれども、これについては今年度末の年度末残高を一応20億円と仮定させていただいて、これは目標額となっております。そこを10年間に振り分けるという形で、ですから、そして歳出の方で積立金で1億円積み立てておられますので、計3億円ずつの繰り入れということになってございます。

また、普通建設事業費、これにつきましては、やはり大きな部分としては、歳入が幾ら入っていて、歳出が幾ら使って、そのときにはどのぐらい使えるのかというのを基本に算定をさせていただいておりますので、個別、すべての積み上げというよりは、その大枠の中でこの部分についてカウントさせていただいておりますので、前回と若干数字がずれているというようになってございます。

以上です。

会長（議長） 山川委員。

山川委員 使用料、手数料については、平成13年度、14年度、15年

度の平均値をとったということで、これは前回よりもふえるはずがないのですよね。前、平成13年度、14年度、15年度ということで、何年間でしたか、その平均値をとったと言っているのに、突然この2,000万円ずつふえるというのはどうも納得がいかないのですが、実際に協議の中では値上げという部分もかなりありますので、そういうことを見込んだのかどうかということを知りたいのですが、この点については見込んでいないというふうに確認していいですね。

それから、繰入金についてですが、財政調整基金が20億円というのはどういう根拠に基づくのか、この点について伺います。上福岡市では、平成17年度の予算編成が終わった時点では、財政調整基金は1億円ぐらいになるというような答弁もいただいております。実際にそうすると、大井町は19億円の財政調整基金が残るというふうに考えていいのですか。

次に、三つ目の普通建設事業費というのが、歳入、歳出のバランスによって、結局振り分けたということですが、そうすると現実性のないものだということに理解していいのですか。

会長（議長） 事務局、どうぞ。

事務局 1点目、使用料、手数料は、前回の資料では3億7,200万円の平成16年度当初予算がございましたので、それをベースにさせていただいておったのですが、決算数値に近づけた方が、より現実的な値となるということで、平成13年度、14年度、15年度の平均値とさせていただいておりますので、値上げを前提としているということではなくて、実績をもとに積算をさせていただいているということになります。

また、2点目の繰入金については、平成17年度の当初予算の考え方というのが、ここで10月1日の合併期日というのがございますが、その場合に通年予算の中での繰り入れた部分をこの財政計画の中に入れるかという、その部分、いろいろ難しい点がございますけれども、平成16年度末残高予測というのをまず立てさせていただいて、それが1市1町合わせておおむね20億円程度と、それを振り分けたということで計上させていただいております。

また、普通建設事業費は、当面は事業の選択をする中で大枠を固めさせていただいて、そのうちの事業採択をした上で若干の規模が修正があったということでご理解をお願いし

たいと思います。

以上です。

会長（議長） 山川委員。

山川委員 繰入金なのですが、大井町と上福岡市はどの程度と考えているのかですね。実際に幾らということがないと、20億円というのはやっぱり絵にかいたもちということになりますので、ほかのところは何年度末、もしくは平均値というふうに言われているのに、ここだけがちょっとはっきりしないので、この点について伺います。

それから、普通建設事業費についてですが、やはり歳入歳出に一番しわ寄せ来るのが普通建設事業費ということで、私たちの生活に密着している生活道路とか、そういうものについてしわ寄せが来るということは、今の答弁の中でわかりました。

もう一つ、先ほど塚越委員も言いましたが、合併特例債の借り入れなのですが、これが212億2,300万円と。これをやっぱり積算した根拠というのをきちんとしなければ、自分たちのまちがどういうふうになるのかということがわかりませんよね。そういう意味では、この細かくまで計算しているわけですから、まず平成17年度の、これは14億5,300万円というのはどういう積算によるものなのですか、伺います。

会長（議長） 事務局、どうぞ。

事務局 繰入金につきましては、基本的には今年度の最終補正残高、上福岡市さんが約7億円、大井町さんで約9億円。これに決算時の剰余金の部分のそれを予測いたしまして、目標額ということで20億円ということで想定しております。

また、合併特例債、これの考え方というのは、先ほど委員さんにお話しさせていただいたとおり、今回の新市建設計画の中での財政計画ということで、こちらの新市の事業という部分を前提に積算をさせていただいているということでご協議をお願いしたいと思います。

以上です。

会長（議長） ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

会長（議長） それでは、協議事項１の財政計画についてお諮りしたいと思います。
原案に賛成とお考えの方は挙手をお願いいたします。

〔挙手多数〕

会長（議長） 挙手多数であります。
それでは、協議事項１の財政計画につきましては原案のとおり決定させていただきます。
なお、今後はこの内容をもって県との本協議に入ることになりますので、その結果については次回に報告をさせていただきますので、よろしく申し上げます。
次に、協議事項の２の新市の名称について協議します。
協議に入ります前にご報告いたします。お手元の資料にありますように、平成１７年１月７日付で富士見市長から合併協議会の会長あてに、上福岡市・大井町法定合併協議会における新市名称候補選定についての申し入れがありました。法的な問題は特にございませんが、申し入れがありましたことをご報告申し上げます。
それでは、新市の名称についての協議に入りたいと思います。
新市の名称の協議に当たりましては、最初に新市の名称候補を選定いただきました新市名称候補選定検討委員会から報告をいただきたいと思っております。
報告は、新市名称候補選定検討委員会の小林委員長からお願いをいたします。よろしく申し上げます。

小林委員長 新市名称候補選定検討委員会の委員長を仰せつかりました小林です。それでは、新市名称候補選定検討委員会の検討結果についてご報告を申し上げます。
本検討委員会は、平成１７年１月５日午前１０時から大井町役場で開催をいたしました。会議資料の８ページをごらんください。８ページでございますように、応募総数は２,１１８件でございます。そして、この中から、次のページの９ページをごらんいただきますとありますように、まず第１次候補として選定をいたしました。第１回の法定協議会の中で、３０候補を選ぶ、そしてその中からの選定手続をとるということを出してございますけれども、今回は（注）にございますように、応募総数が２,１１８件であり、その約０.５%をとったも

のというのはこの表になっておるわけでありましてけれども、一定の数をとった、実際には2けた、応募総数で言うと10以上のところまでということで、あとは非常に少なくなってしまうということがありまして、30件実際には選べなかったということがございまして、この件数にいたしました。

その後、10ページにございますところの一番上にございますけれども、選定手順として、第1次候補の応募総数の上位3点、これは自動的に新市の名称候補とするということになっております。次に、本来であれば当検討委員会は、そのほかに2候補を選定をするということに本来であればなっておるわけにございますけれども、両方の市町の住民の方の応募が現実にはこの3位で全体の72%を超えるものがあるということで、民意ということを尊重しようというふうなことで、全員一致ということで他の候補は推さないということで、このページにございます3件を候補として、検討委員会としては新市の名称候補として決めさせていただいたわけにございます。

ちなみに、住民の方の応募の理由について、各名称候補の理由について主なものだけを簡単にご紹介をさせていただきます。「ふじみ野市」については、この地域が発展する将来の理想的な市名であるというもの。「栄市」につきましては、いつまでも繁栄するよう希望を持つということでございます。「大福市」については、双方から1字をとる、並びにこのまちに住んで大きな幸福、幸せにめぐり合えるようにということでございます。

そういうふうなことで、検討委員会の検討結果は以上のとおりでございます。よろしく願いいたします。

会長（議長） ご苦労さまでございました。

引き続きまして、新市の名称の選定の協議内容について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局

ただいま新市名称候補選定検討委員会の小林委員長から委員会報告をいただいたわけですが、10ページにございますように、委員会からは三つの候補が挙げられました。この中から、新市の名称を協議会として選定するということになるわけにございますが、11ページをごらんくださいませ。

まず、選定の方法を決めていただきたいと思いますと考えております。選定の方式ですが、委員皆様による無記名により投票をご提案させていただきます。この場合は、正副会長につきま

しても投票権を持つということでございます。そして、選定の方法ですが、投票の結果、最も得票数の多い候補を新市の名称とするものでございます。ただし、このとき、その得票数が有効投票の過半数、要するに半分に満たなかった場合については、上位二つの候補によりまず再投票、つまり決選投票を行いまして、その結果、得票数が多かった候補、これは2分の1以上になるわけですので、これを新市の名称とする方法でございます。

なお、本協議会の議事に対する表決方法は、本来は出席委員さんの挙手によることとなっておりますが、今回は選定方法を投票方式にすることに伴いまして、挙手によらず、投票結果をもって表決とするということにかえさせていただきたいと考えております。

以上の選定方法をご確認をいただいた後に投票を行いたいと思いますが、無効投票、いわゆる有効投票でない投票としては、白票、要するに何も書かない、あるいは違った、この三つ以外の名前が書いてある。あるいは、複数、二つ書いてしまったとか、そのような記載の場合は無効となりますので、ご了解をお願いしたいと思います。

名称の選定の方法につきましての説明は以上でございます。

会長（議長） ただいま協議事項2の新市の名称の選定について、事務局から説明がございました。

これから協議会として、新市の名称を選定するわけですが、その前に選定の方法について協議したいと思いますので、ご質問、ご意見等がありましたら、お願いしたいと思います。

ございますでしょうか。

山川委員。

山川委員 先ほど委員長の方から報告がありましたけれども、我々は五つ選ぶということが表明されていたのに、三つしか選ばれていないということが一つあります。

それと、もう一つは、こういう会長あてに富士見市長の方から、「当市と上福岡市及び大井町並びに各々の地域住民の間で築いてきた永年の信頼関係を打ち消すものである」というような、抗議に近い文書が来ているということもありますので、この問題については慎重に検討するとともに、もう一つは、まだ合併も決まっていないのに新市名をここで決定す

るということはいかがなものかと思imasるので、この三つについてお答え願いたいと思imas。

会長（議長） 事務局、どうぞ。

事務局 1点目と3点目ということになりますけれども、まず1点目で、これは第1回の合併協議会の折に、新市名称候補の選定ということで検討委員会の役割という中で、おおむね30点ほどを選び、その中から事前候補として5点候補を選定するという、こういうやり方を示させていただいておりましたが、その内容につきましては検討委員会に付託をする。検討委員会からはその候補を挙げていただくということを職務として確認をさせていただいておりますので、その検討委員会の結果として3候補になったということで、この協議会ではその中から選んでいただくということになるかと思imas。

また、申し入れはちょっと置いておいていただいて、合併前に新市名ということですが、あくまでも新市名というのは合併協定項目の一つでございますが、合併が決まるという、例えば合併関連議案の議決ということであろうかと思imasが、その前にということになりますけれども、これを決めておくことも協定項目を整えるということが必要なこととなっておりますので、ご理解をお願いしたいと思imas。

以上です。

会長（議長） 抗議に近い文書ということで、慎重にということですが、委員さんの中でこの問題についてご意見がありましたら、ひとつ伺っておきたいと思imasが、いかがでしょうか。篠崎委員。

篠崎委員 新市の名称につきましては、富士見市長から申し入れの写しが配られておりますけれども、同じ趣旨の文書は知事あてにも提出されております。新市の名称というのは、基本的に、今出されております3案のうちどれに決めても法的には問題はないわけですが、いずれの案に決まるにいたしましても、お隣同士ということもありますし、将来とも仲よくやっていただきたいというふうなこともありますので、近隣の自治体に対してよく説明をしていただければよろしいのではないかとこのように思imas。

会長（議長） ほかにございますか。
佐藤委員。

佐藤委員 今回の意見、新市の決定についての意見ですが、例えば細かく言えば、私たちの町会なんかも富士見台とかという類似した名前もありますし、やっぱり近隣になるとこういう名前はあるのではないかと思います。それを一々他市の方々が、私たちが自主的に合併をしようという検討して候補を応募したのについて、あえて抗議的だという言葉が出されましたけれども、そういう意味ではないと思いますし、住民の意思をやはりこの新市名については尊重すべきであるというふうに思います。

会長（議長） 大石委員。

大石委員 新市名を決める過程の中で合併が不調に終わったという例は、日本全国の中でたくさんあるようです。今回の「ふじみ野市」という、平仮名で「ふじみ」、漢字で「野」の「ふじみ野市」ですね。これについては、前回の法定協議会、前回というか、2市2町の中でも挙げられた名称でした。したがって、富士見市の浦野市長から、こういう武藤会長に申し入れがあった。あたかも何か紛らわしいから、これしないでくださいよということだろうと思う。しかしながら、これは民主的な手続をとって公募をした。ましてや、2,000通の中から1,300という住民の方々の気持ちですよ。これは大事にしなければいかぬと思います。それが1点。

それから、こういうのがあります。いわゆる関東の富士見百景。富士見市の富士見ではないです、これ。富士山が見える場所です。この中にちゃんと、大井の武蔵野が関東の百景の中へ入っています。まさに富士見、富士が見える武蔵野です。富士見市は入っていない。地域的に言っても、地域性から言っても、住民の皆さんというのはそういうものをやっぱり感じているのです。確かに駅は、したがって駅もアクセスとして、ここではいかにも富士見市と東武だけで決めたみたいになりますが、あの駅の開設のいきさつというのは随分歴史があります。大井町に駅をつくと、昭和29年です。そこからのいろんないきさつがあって、ふじみ野駅という名称がついたのです。そういうところで、あたかも内政干渉のようなものを、内政干渉ではないのしょうけれども、これに

については山川委員が抗議という表現をしましたがけれども、余りこれに惑わされることのないようなことでないと、両市町民の意向にこの法定協議会が逆らうこととなりますので、私はやっぱりそのことを申し上げながら。

先日、武蔵野の大井町の砂川堀ってありますけれども、武蔵野の周辺のいろんな歴史的なあれも歴史資料館で展覧会やりました。その中でも、やっぱり当時の絵、これは江戸時代のころの絵なのですが、富士山見えています。ましてや当時、新河岸川の支流の上福岡からしたときには、恐らくこの船運、新河岸川から富士山がちゃんと見えながら大江戸まで行ったと思いますね。そうしますと、歴史的、地域性からいっても、私はどちらかということ、こちら側に妥当性のある名称だなという気がしますけれども。だから、私はこの浦野市長さんがされたことには余り惑わされないで、以上2点からちょっと申し上げておきたいなというふうに思います。

以上です。

会長（議長） ほかにありますか。
野溝委員。

野溝委員 野溝です。

大石委員の方から、歴史的な、地理的な背景のお話が今ありましたけれども、私の方からは、近年の都市計画上のまちづくりという観点からちょっと述べさせていただきたいなと思います。

ふじみ野駅というものは、今2市2町の中心的な急行のとまる駅となっております。これが生まれた経緯というものは、富士見、大井都市計画にのっとり、かつての区画整理、そして大井・苗間第1の土地区画整理組合、そして東久保の土地区画整理組合によって今日のふじみ野駅のすばらしい駅になってきているわけですが、ではふじみ野駅を中心とした1キロ圏内の面積を見ますと、大井町が149.51ヘクタールです。上福岡市が39.73ヘクタールということで、合計します189.24ヘクタールであります。一方、富士見市は88.49ヘクタールでございます。比率から言いますと、大井、上福岡でふじみ野駅を中心に1キロから見ますと68%、そして富士見市が32%。まさにこのふじみの駅は、大井にとりまして上福岡にとっても、乗降客が大変ふえておるわけでございますけれども、それぞれの市民、町民にとっては一番利便性の高い駅となっております。そういう中で、それぞ

れ上福岡市、大井町が今の1平方キロメートルの中に人口が、大井町、上福岡市で3万6,000、あるいは富士見が1万7,000、圧倒的に大井町、上福岡市の人口の方が多いためです。そういった点から、今回公募で応募された方々は、先ほど小林委員長の説明にもありましたとおり、今回の合併の新市の将来の理想的な姿としてふさわしい名称という観点から、日ごろ使われているふじみ野駅を中心としたまちづくりを想像し、ふじみ野市を私は名称として選ばれたのではないかなと思います。

2位の「栄市」、これにつきましても、応募された方は、将来が永遠にこの地域が栄えていくことで応募されたと思いますが、2位と1位は歴然として10倍の差がありますので、そういった観点からいきましても、私は今回応募された方々の意思を尊重し、またふじみ野駅を中心としてこれからもこの地域がさらに開けて栄えていくことを考えていきますと、ふじみ野市は大変理想的な名称になるのではないかなと、このように考えます。

会長（議長） ほかにありますか。

〔発言する人なし〕

会長（議長） それでは、ないようでございますので、あえてこの問題につきましても、多くの委員さんの中から、これを取り上げて採決してどうのこうのというふうには受けとめていないというふうに判断をさせていただきまして、このまま新市名称の選定方法に入らせていただきますけれども、よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

会長（議長） よろしく願いいたします。

それでは、協議事項2の中の1、新市の名称の選定方法についてお諮りしたいと思います。

原案に賛成とお考えの方は挙手をお願いいたします。

〔挙手多数〕

会長（議長） 挙手多数であります。

それでは、協議事項2の中の1、新市の名称の選定方法に

つきましては、原案のとおり決定させていただきました。

それでは、これから新市の名称の投票を行いたいと思います。

最初に、事務局の職員が投票用紙をお持ちいたします。各委員におかれましては、3候補の中から1点を選び、その名称を投票用紙に記入してください。用紙は職員が回収に伺いますので、その際お渡しをいただきたいと思います。

〔投票用紙配付〕

事務局

ただいま投票箱、こちらの方になりますが、こちらの方、中身はないということで確認いただいておりますので、よろしく願いいたします。よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

会長（議長）

それでは、ただいまから投票用紙の回収に伺います。よろしく願いします。

〔投票〕

会長（議長）

投票漏れはありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

会長（議長）

投票を終了いたします。

集計のため少々お時間をいただきたいと思います。一応全員の立ち会いのもとに開票ということになりますので、よろしく願いいたします。

〔開票〕

会長（議長）

それでは、開票結果を報告いたします。

投票総数26票です。投票総数と委員数は一致しております。

投票総数のうち、有効投票23票、無効投票3票です。

有効投票のうち、

ふじみ野市 22票

栄市 ゼロ

大福市 1票

有効投票の過半数は14票以上であります。したがって、最多投票数の「ふじみ野市」は有効投票の過半数に達しておりますので、新市の名称は「ふじみ野市」に決定いたしました。以上であります。

続きまして、報告事項1、新市建設計画の修正についてを議題といたします。

事務局、説明をお願いいたします。

事務局

報告事項1、新市建設計画の修正についてご説明をさせていただきます。12ページの方、ごらんください。

第3回会議で配付いたしました新市建設計画の修正になります。今回の修正は、県との事前協議の中で指摘されました事項等含めまして、字句の修正になっております。

主な内容をご説明させていただきたいと思います。このページの上から3段目になりますが、16ページの修正のところで、「4、土地利用区分別の基本方針、(2)商業系地域」というところの中で、「駅周辺」という表現を使っておりますが、これを「上福岡駅とふじみ野駅周辺」という具体的な表現に改めさせていただきまして、その下になります「近隣商業地区」という表現を都市計画上の用途地域の表現としまして、「近隣商業地域」ということで修正をさせていただきます。

次の13ページをお開きください。1段目に21ページの修正部分ということで、「防犯・防災体制の強化」として、「街頭犯罪は増加傾向にあるため」となっておりましたが、街頭犯罪の場合は罪種によっては減少しているものがあるというご指摘がありましたので、「犯罪が増加傾向にあるため」という表現に修正をいたしました。

その下の22ページの修正箇所ではありますが、「市街地の整備」という欄の「駅周辺整備事業」という文言を、「上福岡駅周辺整備事業」に改めまして、表現を明確にいたしました。この事業につきましては、当初から上福岡駅西口の事業を指しておりまして、上福岡市の総合振興計画に位置づけられた事業のことです。

次に、14ページ上段に としまして、「地域医療体制の整備」というところで、「総合病院の誘致を進めて」という表現がありますが、平成9年の医療法の改正によりまして総合病院制度が廃止されているというようなことで県の方から指摘ありましたので、修正をさせていただきました。その下の34ページの修正内容も同様でございます。

次の37ページの修正ですが、「住民と行政のパートナーシップの確立」という項目について、住民参画によるまちづくりの推進のためには、情報公開制度の充実と同時に、その運用に当たっては個人情報の漏えいに特に留意が必要という趣旨から、「個人情報保護制度の充実」ということで追加をさせていただきました。

その下の「自立した足腰の強い自治体」という部分の具体的な施策としまして、「職員定数及び給与の適正化、簡素で効率的な行政組織の確立」ということで、行政運営についての記載を盛り込ませていただきました。

次のページをごらんいただきますと、埼玉県事業になっておりますが、ここでは記載方法を変更させていただきましたが、事業内容につきましては変更するものではございません。

以上が新市建設計画の主な修正内容でありまして、今回修正いたしましたものによりまして埼玉県との正式協議を行わせていただきます。

簡単ですが、以上で説明を終わらせていただきます。

会長（議長）

ただいま報告事項1の新市建設計画の修正について事務局から説明がありました。資料は12ページから15ページまでです。

この内容についてご質問等がありましたら、ご発言をお願いいたします。

何かございますか。

塚越委員。

塚越委員

13ページのところの旧22ページですか、そこで市街地の整備の3段目で、「駅周辺」が「上福岡駅周辺」というふうになったわけですね。それで、一方では土地利用のところでは土地区画整理事業のところは上福岡駅とふじみ野駅周辺と、こうなっているのですが、この括弧内を見ると、駅前地区や公共施設、駐輪場対策等となっています。それで「土地区画整理事業」と、こうなっているの、そうするとその整備対象は上福岡駅周辺しかここでは見ないという表現になって、ふじみ野駅周辺の、例えば駐輪場の問題だとか公共施設というのはこの概念からは外れるということの修正というふうに解せられますが、どんなものでしょうか。私は、ふじみ野駅周辺も整備対象としての事業が現に存在しているのではないかなと思うのですが、そのところ、はっきり

していただきたいと思います。

会長（議長） 事務局、どうぞ。

事務局 先ほどご説明しましたが、当初からこの市街地の整備のうち、駅の周辺整備事業につきましては、上福岡市の総合振興計画事業のことを指している事業として、決してふじみ野駅周辺を外していると、そういう意味ではございませんで、主要事業としての振興計画という位置づけであったものですから、それを盛り込んだわけでございます。決してふじみ野駅周辺につきましてもそれは必要な整備を進めていくと、そういうことをご理解いただきたいと思います。新市建設計画の第5章の中で適正な公共施設の配備というものをうたっていますし、その辺につきましても同様に扱っていくということをご理解ください。

以上です。

会長（議長） 塚越委員。

塚越委員 そうすると、上福岡駅周辺の、例えば公共施設や駐輪場は主要事業扱いになるけれども、ふじみ野駅周辺はその他の事業ということで、落差が出るという今の説明ですね。確認します。

会長（議長） 事務局、どうぞ。

事務局 決して落差が出るわけではございませんで、特に総合振興計画事業で位置づけられていたものですから、それをこのところに掲載をさせていただいたと、そういうことでございます。

会長（議長） 塚越委員。

塚越委員 ただ、合併の協定項目というのは二つの自治体にまたがるものでありますから、そういうところは極めてデリケートな問題だと思っております。確かに上福岡駅周辺については、一つのセットになった事業だから、総合振興計画の位置づけがちゃんとあって、その中での事業のスタイルまで決まっているわけですね、手法まで。ふじみ野駅の方は、区画整理はできたのだけれども、さらにその市街地の成熟に合わせた計画

というのはまだ不透明な部分もありますし、一部あります。さらに、予測を超えて発展しているという側面があるので、駐輪場問題や、さらに必要な公共施設などが出てきているということからすると、やはり上福岡駅周辺だけが主要事業に位置づけられて、ふじみ野駅がそのこのところの対象外ということが新市建設計画の中に、合併したらまたそれは別に考えればいいということあるでしょうけれども、でもやっぱりこれは合併だからこそ大事な表現。それを合併がいいのか、悪いのかという判断するときも大事な要件だと思うのです。いずれにしても、今のご説明だと、片方は主要事業に位置づけられる、片方は主要事業以外ということがはっきりしたと言えるのですけれども、そうですね。

会長（議長） ほかにございますか。
よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

会長（議長） それでは、本日も報告申し上げました新市建設計画の修正は、現在埼玉県との間で進めている事前協議による修正結果をまとめて報告させていただいたものでございます。なお、今後はこの内容をもって県との本協議に入ることとなりますので、その結果については次回報告させていただきたいと思っております。
休憩をいたします。

午後 3 時 0 8 分休憩
午後 3 時 2 0 分再開

会長（議長） それでは、再開をいたします。
報告事項 2、合併特例法による不均一課税及び特例の状況、協定結果に基づくサービスの負担の状況を議題といたします。
事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは、協議会資料の 16 ページをごらんください。報告事項の 2 点目ですが、まず合併特例法、市町村の合併の特例に関する法律によりまず不均一課税及び特例の状況でございます。ここに掲載いたしましたものは、合併特例法第 10 条第 1 項及び第 3 項で定められた内容でございます、1 市

1 町の合併に伴いまして該当する条文をまとめたものでございます。

まず、1 番目で不均一課税をできるものということで、地方税につきましては不均一課税が認められてございます。この対象税目は、こちらの資料にございますように、住民税、固定資産税、軽自動車税、都市計画税、国民健康保険税などとなっておりますが、この適用についての効果や期間を掲載してございます。この合併協定項目の協議の中で、国民健康保険税については当面は現行のとおりということでございますので、この税目につきましては不均一課税をするということになります。特例期間については、合併の日の属する年度とそれに続く5年度ということで、最大平成22年度までとなっております。

また、2 番目でございますが、こちらは市街化区域内農地の課税の特例ということで、合併に伴いまして、三大都市圏の特定市、上福岡市さんは三大都市圏の特定市となっておりますが、となります大井町、要するに町村の農地につきましての特例ということで、これにつきましては宅地並み課税が5年間猶予されるという制度でございます。この年度は、合併が行われた日の属する年の翌年の1月1日。今回平成17年10月1日が合併の期日ということで協定がありますので、平成18年度から22年度までの5年間は現行のとおりということとなっております。そして、ここの第10条第3項は、この市街化区域内農地ではないと、みなすという項目となっておりますので、これは協議するという項目ではなくて、この税、合併特例法の中で、法律の中でもうみなしますと。5年間はその三大都市圏の特定市ではないと、みなすという制度ということになります。

引き続きまして、17ページでございますが、こちらは合併協定項目のうち、特に住民の皆様の負担になるものやサービスにかかわる内容をわかりやすくまとめたものでございます。大きくは、影響がないもの、当面は現行のとおりのもの、合併時まで調整するものとしておりまして、今後広報紙などで住民の皆様にお知らせする際の資料ということでごらんをいただければと考えてございます。

なお、これらの内容は既に第3回までの合併協議会で審議が終了したものをまとめてございますので、よろしく願いいたします。

報告事項2の説明については以上です。

会長（議長） ただいま報告事項２、合併特例法による不均一課税及び特例の状況と協議結果に基づくサービスの負担の状況の事務局から説明がございました。これらの内容について、内容は合併による住民生活の変化を住民負担との関係からわかりやすくまとめたものです。今後広報等の中で活用してまいりたいと考えております。

続きまして、報告事項３、地域審議会の取扱いについて議題といたします。

事務局、説明をお願いいたします。

事務局 それでは、協議会資料の18ページをごらんください。引き続きまして、報告事項の３番、地域審議会の取扱いについてご説明をさせていただきます。

地域審議会の取扱いは、当初合併協定項目では協議することを予定しておりましたが、この会議資料にございますように、合併の方式が対等合併であること、また両市町の人口に大きな差がないこと、合併した場合の面積が埼玉県の平均的な市の面積よりも小さいという、広くない地域であること、議会議員さんの取扱いで在任特例を適用したこと。これらの合併協定項目が調ったことに伴いまして、これらを考慮して地域審議会については設置しないものとするということが1市1町の間でまとめりましたので、この場でご報告するものでございます。

報告事項３についての説明は以上です。

会長（議長） ただいま報告事項３、地域審議会の取扱いについて事務局から説明がありました。

これらの内容は、これまで進めてきました協議結果や地域審議会の本来の役割から総合的に判断して、この制度の活用をしないということでご承知いただきたく、この旨ご報告するものであります。

この内容についてご質問がありましたら、発言をお願いいたします。

山川委員。

山川委員 報告事項２についてもよろしいでしょうか。国民健康保険税については、５年度分というふうになっておりませんで、最大平成22年度までというから、すぐにでも新市において条例を定めるとなっておりますけれども、これ専決処分となっているのです。これは専決処分ではなくて、議会にかける

ということを前にお話しただいていたと思うのですが、専決処分となりますと議会にかけないことになってしまいますので、この点について伺います。

会長（議長） 事務局、どうぞ。

事務局 専決処分ということは、あくまでも条例を、税については合併時に条例を適用させておきませんと、課税の根拠というのがなくなるので、まずは暫定条例ということで、各市町ごとの条例をそのまま適用させますよということでの専決処分をさせていただいて、その後の初議会でその条例を、こういって協定項目のとおり行っておりますというご報告をさせていただくということを書かせていただいております。

以上です。

会長（議長） ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

会長（議長） それでは、この件についてはご承知のほどをよろしく願いいたします。

以上で本日の協議事項はすべて終了いたしました。

何かありますか。

野溝委員。

野溝委員 その他でよろしいでしょうか。

会長（議長） はい。

野溝委員 きょうの協議をもちまして、具体的な協議がすべて調いまして、次回26日に承認の後に協定になる運びであります。しかしながら、今年の10月1日の合併に向けて、きょう新市の名称も決まりましたし、庁舎の問題も決まっておりますけれども、行政上の諸課題の調整については、細部にわたってはまだまだ両市町でもって協議をしていかなければならない点が多々あるわけであります。そのようなことから考えますと、この合併協議会の中で協定するに当たりまして、基本的な考え方を私はぜひまとめておいていただきたいと思います。

と申しますのは、それぞれ、上福岡市は上福岡市なりに今日までの歴史的な行政運営上のそれぞれのすばらしい点があったと思います。また、我が町におきまして、今日までの歴代の町長を初め首長の方針に従いまして、すばらしいまちづくりが行われてきております。しかしながら、市、町というふうな組織上の違いから、例えば上福岡市の組織機構、そして大井町の組織機構との違いもあるわけでありまして。お互いにそれぞれの今までの行政運営を尊重しつつ、これからの新しい新市に向かって紳士的な調整が行われるよう、ぜひこの合併協議会の場でもって確認をしていただいて、すばらしい市がこれから誕生するようお願いをしていきたいと思いますが、いかがでしょうか。

会長（議長） この協議会でのそういう発言がございましたので、できる限り両市町でこのまとめをして、よりよい一つの政策をつくれるように大井町長さんとも協力していきたいというふうに思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

野溝委員 特例債の問題もございまして、必要な事業、十分精査をしていただいて、使うものは使っていただく、結構でありますけれども、将来に対して、しっかり我々責任を持った決断をしていきたいと思いますので、ぜひ市長、町長を中心として、事務局、また両市町の職員でもって協議をしていくようお願いをしておきたいと思います。

会長（議長） ありがとうございます。
ほかにありませんか。
事務局はどうでしょうか。

事務局 それでは、次回の会議でございまして、日にちにつきましては予定どおり1月26日、水曜日、会議の方はフクトピアの方で開催いたします。しかし、時間帯でございまして、当初予定しておりました時間帯が午後2時からということでございましたが、これを午前10時ということで、大変恐縮でございまして、予定させていただきたいと思います。追ってご通知申し上げますが、この旨よろしくお願いしたい点が1点ございます。

それから、もう一つは、当日ですが、この事業計画の中にもございまして、当日は、協議が調った段階で合併協定の調印式を行う予定になっております。この件も、調整が調い次

第、追ってご案内申し上げますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。おおむね午後ということで、今細かいところ詰めておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

会長（議長） 以上をもちまして本日の会議を閉じさせていただきたいと思ひます。

議事進行に対するご協力に感謝を申し上げまして、議長の職を解かせていただきます。大変ありがとうございました。

事務局 大変ありがとうございました。長時間にわたりましてお疲れさまでございました。

それでは、以上をもちまして上福岡市・大井町法定合併協議会の第4回会議を終了させていただきます。大変ありがとうございました。

なお、お帰りの際は、恐れ入りますが、名札、傍聴券等を出口におきまして係員に渡していただきたいと思ひます。どうもお疲れさまでした。

午後3時32分閉会